

# 賃貸借契約書(案)

令和2年6月 日

(甲) 新居浜市一宮町一丁目5番1号  
新居浜市教育委員会  
教育長 高橋良光

(乙)

新居浜市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)  
は、小・中学校校務用コンピュータ等の賃貸借及び保守について、次の条項により契約を締結する。

(賃貸借契約機器)

第1条 乙は、別記の機器等(以下「契約機器」という。)を甲に賃貸する。

(設置場所)

第2条 契約機器の設置場所は、別記2のとおりとする。

(契約期間等)

第3条 契約期間は、契約の日から令和7年8月31日までとする。

2 賃貸借期間は、令和2年9月1日から令和7年8月31日までとする。

(賃借料)

第4条 契約機器の賃借料は、月額 ¥ 円(うち消費税及び地方消費税相当額 ¥ 円を含む。)とする。

2 賃借料について、賃貸借期間に1カ月に満たない端数日が生じた場合は、日割り計算とする。

3 乙は、毎月初めに前月分の賃借料を甲に請求するものとする。

4 甲は、乙の契約履行を確認し、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 乙は契約の締結に際して、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、新居浜市契約規則(昭和39年規則第32号)第30条の規定に該当する場合は、免除することがある。

(保守及び点検)

第6条 乙は、甲が契約機器を常に安全に使用できるよう保守を行い、その費用を負担する。

2 乙は、甲が契約機器を常に完全に使用できるように、技術員を派遣して契約機器のハードウェア及びソフトウェアの点検・修理等を行うものとする。

3 乙は、前項による保守点検によって機器の故障を発見し、修繕を要すると認められる場合において、部品を交換する必要があるときは、甲の承認を受けて機器の修繕を行うものとする。

4 前項の修繕に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によ

るもの及びプリンタートナーカートリッジ等の消耗品については、甲の負担とする。

(消費税等の額の変動)

第7条 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等の額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(契約機器の納入等)

第9条 乙は、この契約機器を設置場所へ賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）までに乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、使用開始日から甲の使用に供しなければならない。

2 甲は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(契約機器の検査及び引渡し)

第10条 甲は、乙から契約機器の納入を受けた後、速やかにこれを検査し、その検査に合格したときをもって、乙からこの契約機器の引渡しを受けたものとする。

2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 甲は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又はき損した契約機器に係る損失は、すべて乙の負担とする。

(転貸の禁止)

第11条 甲は、この契約機器を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾があったときは、この限りでない。

(契約機器の管理責任等)

第12条 甲は、この契約機器を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、この契約機器を本来の用法によって使用し、かつ、甲の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 この契約機器に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。

4 乙は甲から前項の報告を受けた場合は、ただちに契約機器の修繕を行うものとする。

5 前項の修繕に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によるものについては、甲の負担とする。

(保険)

第13条 乙は、機器等の賃貸借期間中、機器等に動産総合保険を付さなければならない。

2 機器等に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

(1) 機器等の復元又は修理若しくは同種機器等への交換

(2) 保険事故により第三者に与えた損害に対する補償

(契約機器の返還等)

第14条 甲は、この契約が終了したときは、この契約機器を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

- 2 甲は、この契約機器に投じた有益費又は必要費があっても乙に請求しないものとする。
- 3 乙は、この契約が終了したときは、速やかにこの契約機器を撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。
- 4 甲は、前項の撤去に際して必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。
- 5 甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内にこの契約機器を撤去せず、又は設置場所の原状回復を行わないときは、乙に代わってこの契約機器を処分し、又は設置場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 乙は、この契約機器の規格、性能、機能等に関して契約の内容に適合しない状態があるときは、特別の定めのない限り、履行期間中、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(契約内容の変更等)

第16条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの契約機器の納入を一時中止させることができる。

- 2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第17条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が使用開始日までにこの契約機器の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が、正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 乙の責に帰すべき理由によりこの契約機器が滅失又はき損し、使用不可能となったとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。（以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当

することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(7) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

#### (乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第15条の規定により、甲がこの契約機器の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。
- (2) 第15条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が当初の2分の1以下に減少することとなるとき。
- (3) 甲の責に帰すべき理由によりこの契約機器が滅失又はき損し、使用不能となったとき。

#### (損害賠償)

第19条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

#### (予算の減額等による契約変更等)

第20条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により契約を変更又は解除された場合において、乙に損害が生じたときの損失の補償については、甲乙双方が協議して定めるものとする、

#### (疑義の決定等)

第21条 この契約について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。